平成 29 年度 第3回四條畷市補助金制度在り方検討会 議事摘録

〇 日 時 平成 29 年 12 月 19 日 (火) 10:00~11:30

○ 場 所 四條畷市役所 本館2階 ミーティングルーム

〇 出席委員 = 5名 : 辻委員、施委員、坂本委員、藤岡委員、増田委員

〇 傍聴者 = 1名

○ 事務局 = 3 名 : 砂本総務部副参事 (特命担当)、喜多市民生活部次長兼地域協働

課長、宇都宮市民生活部地域協働課主任

担当	内容
事務局	皆様おはようございます。本日は、ご多忙の中ご参集いただきありがとうご
	ざいます。
	それでは、会議に入ります前に、本日の配布資料の確認をさせていただきた
	いと思います。
	まず、次第となります。次に仮称「四條畷市における補助金制度の今後の在
	り方について(報告)」【たたき台】を配布させていただいております。配布漏
	れ等ございませんでしょうか。
	本日も円滑な議事の進行にご協力いただき、概ね1時間半程度、遅くとも正
	午までには会議を終えたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。
	なお、本日は傍聴者の方が1名おられますので、併せてご報告させていただき
	ます。
	それでは、この後の進行に関しましては委員長よろしくお願いいたします。
辻委員長	どうも皆さんおはようございます。
	本日は年の瀬も近い中お集まりいただきましてありがとうございます。
	それでは早速本日の検討内容ですが、次第にありますとおり、仮称「補助金
	制度の在り方について(報告)」【たたき台】の内容説明と意見交換をしたいと
	思います。まず、事務局から資料の内容説明をお願いします。

事務局

それでは本日お配りしている資料に若干の補足を加えながら説明させてい ただきます。

まず、前回までに、本市の既存87補助金について概観的に見ていただいた上で、その課題等に関する意見をいただいたところです。これを踏まえまして、他市事例等も参考にしながら、事務局で本日の資料となるたたき台を作成したところです。

それではまず1ページをご覧ください。

1つ目の項目として、はじめにということで、なぜ補助金の在り方を検討する必要があるのかというそもそもの部分について記載しています。

特に今年度、平成29年度にどういうことをやったのかという部分、元々補助金の在り方を検討する出発点として、協働のまちづくりの推進に向けた補助金在り方の方向性を見い出す、という大前提がありますのでこの点について、また、前回議論いただいた、既存補助金を元に本市補助金制度の課題を把握するといったことについて記載しています。

次に2つ目として、補助金制度の在り方検討の必要性、ということで項立てしています。補助金制度の在り方の検討という場合、通常行財政改革の一環として行うというイメージがあるかと思いますが、本市の場合は、行財政改革的な効果があるということを否定する訳ではないですが、一義的には協働のまちづくりという観点で検討していくということを記載しています。もう1点は、既存補助金も含めた効果検証の観点が必要になってくるということで、大きくはこれら2点について記載しています。

次に3番目の項目として、2ページにまいりまして、補助金の現状と課題ということで、前回既存の87補助金について内容を俯瞰的に見ていただいた中での意見を整理して記載しています。

次に4番目の項目で、今後の補助金の在り方検討にあたっての必要な視点ということで、3番目の項目で抽出された、本市補助金の課題を解決するために必要となってくる視点として、全9項目を補助金のあるべき原則として整理しています。

最後に4ページを開いていただきますと、補助金在り方検討の今後の方向性

ということで、この検討会が次年度以降に検討していくべきことということで、本報告書の肝になる部分かと考えています。3番めの補助金の課題やそれを受けて4番めに記載している必要な視点、これらを踏まえて、本検討会の取組みの方向性について記載しています。

5ページ以降については、参考資料として、本検討会の条例や規則、会議の 開催経過と委員名簿としています。

以上、報告書のたたき台の内容説明となります。

辻委員長

今事務局から資料について説明いただきましたけれども、何か意見等あれば お願いします。

藤岡委員

確認なのですが、この検討会で今年度に補助金の在り方の大きな方向性をま とめていくということで、来年度の検討事項というか、個別の既存補助金につ いての検証もしていくと思うのですが、そのあたりのスケジュール的な部分に ついて教えてください。

事務局

あくまでも現時点の事務局の想定ですが、まず今年度にこの報告書の取りまとめを行いたいと考えています。来年度は、この報告書の内容を踏まえて、まずは上半期のうちに、新たな公募型の補助金制度の創設に向けて内容の検討を行っていきたいと考えています。

下半期については、個々の既存補助金の検討に移りたいと考えていますが、 検討の手法を現在事務局でも考えているところで、まずは他市事例などを参考 に補助金の見直しをする上でのガイドライン的なものを先に策定する方が良 いのか、あるいは個々の既存補助金の内容を深堀りしていった中で出た課題や 意見を参考にガイドラインを策定する方が良いのか思案しているところです。

簡単に整理しますと、来年度平成30年度の上半期に、報告書の内容を踏まえた新たな補助制度の構築に着手し、下半期には既存補助金について見ていき、その考え方について一定の取りまとめが終わった後に、それを受ける形で、既存補助金に対して市として一定の判断をするというイメージを持っていま

す。

藤岡委員

新しい補助金制度を作った後に、それに則った形で経過措置を設けるなどしながら既存補助金を見直していくという形ですか。

事務局

いえ、新制度はあくまでも機会均等の観点から公募型が望ましいと考えていますので、それに対応できる既存補助金は新制度に則った形で良いとは思いますが、既存補助金の中には新制度に対応しきれないものも多くあり、ほとんどは個別に補助金を見ていく中で個別に検討していくという形になってくると考えています。例えば、前回の議論でもありましたが、個別に補助金を見た時に、内容が補助金ではなく委託というものがあれば、この検討会においてそれは委託であるという方向付けがされることになると思います。検討会での方向付けを受けて判断するのはあくまでも市の決定ということにはなりますが。

辻委員長

これまでの議論の中でも、補助と委託を明確に区分する必要があるという話がありましたが、その住み分けというか区分するのはどの段階位で行う予定になりますか。

事務局

これも事務局の想定になりますが、平成30年度の下半期に個々の補助金の 見直しに着手すれば、その議論の中でご意見をいただく形になると思います。

辻委員長

予算編成には間に合いますか。

事務局

既存補助金の見直しを行うということになれば、おそらくここで出た方向性を受けてすぐに次年度の予算に反映させるということではなく、いただいた方向性を一度庁内でシェアした上で、個々に原課側と関係機関、団体側との調整が必要になってくると思います。先ほども申しましたが、まずは協働の観点からの新たな補助制度を上半期に少し急ぐ形で検討して、逆に既存補助金の見直しに関する議論については、少し時間をかけながら、どういう議論の内容の結

果こうなったか、団体側も納得のいくような形で丁寧に進めていく必要があると考えています。

辻委員長

補助か委託かを判断していくのにもセンシティブな取扱いが必要になって くるということですね。

事務局

極端な話ですが、個別に既存補助金を検討する際は、場合によっては原課の 課長を検討会に呼んで具体的な話を聞いてみないと、表の形で整理するだけで はなかなか伝わらない部分があると思っています。

辻委員長

分かりました。他、何かご意見があればお願いします。

坂本委員

今日いただいているたたき台の中身の文言の話ですが、1ページの「II補助金制度の在り方検討の必要性」の中の4行目、「行政各分野において市民及び団体との協働が行われてきていますが、社会において・・・」の部分の「社会において」のところを、昨今の社会情勢について少し触れてみるような言い方にしてはどうかと思います。例えば、行政に対するニーズの多様化とか、社会経済情勢の変化、といったような文言です。私が考えているのは、「社会経済情勢の変化や行政に対するニーズの多様化に伴い」といった感じにすると分かりやすいのではと思っています。

もう1点が、同じ1ページの下から3行名から2行目にかけて、「社会の変革」という文言で、「変革」という単語からは何か能動的な変化という印象を受けてしまいますので、単に「変化」で良いのではないかと思います。

辻委員長

今坂本委員の方からご指摘いただきましたけれども、皆さんどうでしょうか。

藤岡委員

特に問題はないかと思います。おっしゃるとおりかと思います。

辻委員長

私、その次の文言が少し気になったのですが、「時代遅れ」という表現。これは少し違和感を感じています。

事務局

そうですね。少し表現的にキツい感じがしますし、「変化に十分対応できていないものも見受けられるように思います」で良いかもしれないですね。

辻委員長

では、この点については次回の資料で修正をお願いします。

施副委員 長 Ⅱの中の3行目、「協働のまちづくり」ということなのですが、これは一番の肝となるキーワードと考えていて、なぜ協働のまちづくりが必要なのかという説明を付け加えてはどうかと思います。

事務局

より協働のまちづくりが求められる社会になっている背景、先ほど坂本委員がおっしゃっていた社会経済情勢の変化や行政に対するニーズの多様化のところに、例えば、現在でも協働は行われているけれども、よりそれが求められる状況下にあるというような書き方をした方が良いということですか。

施副委員 長 それもそうですが、この報告書も外に出る訳ですし、そもそも我々が考えている協働のまちづくりとは何なのかというところをもう少し明確に分かりやすく書いた方が良いのかなと。これ今私のジャストアイデアなので、具体的にどういう表現で書いた方がというのはまだ頭にないのですが。

辻委員長

副委員長がおっしゃったように、今「まちづくり」という言葉が行政のいたるところで使われていますが、この言葉は極めて意味があいまいなんです。アメリカではまちづくりという言葉はなくて、まちをどうしていくかという文脈での都市計画という言葉はありますが、日本で言うような、都市計画や地域おこしの要素や様々な意味を含むまちづくりという言葉がないんですね。だから、ここでいう協働のまちづくりとはなんだという定義的な部分はあった方が良いかもしれませんね。

施副委員

この場で皆さんで議論する時間もあっても良いかもしれないですね。

長

辻委員長 どうでしょう、行政経験のある坂本委員何かありますでしょうか。

坂本委員

今まででしたら、市だけでいろいろな行政サービスを提供できた時期もありますが、個々人のニーズが多様化してきている中で、それに対して行政が全て手を差し伸べられるかと言えば、財政面や人員面などを考えれば現実的には難しい部分がありますので、そこを市民や団体が協働という形で参画していただいて、行政がフォローできない部分を担っていただく、補完していただくということが必要になってきているのではないかなと。今までのような一律的な行政サービスでは対応しきれなくなってきているくらい住民ニーズが多様化してきていますので、それに対応するには市民や団体の力を借りて行政目的を達成する必要があるのではと思います。

辻委員長

協働そのものの定義は正しいと思います。それがどうまちづくりに繋がっていくのかの部分はどうですか。

坂本委員

まちづくりに関しては、それぞれの市のまちづくりに関する指針なり方針がありますので、それに沿って進めていくということになるかと思います。例えば総合計画に定められている5年や10年後の市のあるべき姿として目標が設定されていますので、それに沿って進めていく形になるかと思います。

辻委員長

そうすると、補助金の申請があってそれが妥当かどうか決める場合に、総合 計画などに則ったものであるかどうかというのも一つの判断基準になってく るということですね。

坂本委員

完全に計画と一致しているかどうかは別として、一定の指標にはなりますよ

ね。総合計画だけではなく、福祉や教育など各部門でいろいろな計画を持っていますので、そういう目標に合致しているかというのは大きなキーになるかと 思います。

事務局

今の部分で若干補足させていただくと、2ページにも少し出ていますが、政策的妥当性という部分になるのかなと思います。まちづくりということについて、たたき台を作成した事務局の視点で少しお話しますと、都市計画などの特定の分野に限るような意味合いではなく、政策的目標として、現在、住みよい、暮らしやすいまちを目ざしているところでもありますので、包括的な意味合いでまちづくりという文言を使用しているところです。

藤岡委員

先ほど坂本委員おっしゃった経済状況の変化やニーズに対応していくという側面は当然あると思います。それ以外にも、例えば阪神・淡路大震災以降、ボランティア意識が高まり、住民発意による活動の活発化が地域コミュニティの再生に繋がったり、個人の生きがいになったりして地域の中で楽しく暮らしていくという、コミュニティという部分での市との協働の推進にも繋がってくるのではと思います。そういった公益性・公共性というものが、単に自分の利益だけではなくて周りとの協働に繋がるという考え方もできますし、まちづくりという部分でのもう一つの肝になってくるのではと思います。

辻委員長

今おっしゃったのは地域コミュニティの維持とか発展とかいうことですよね。それが果たしてまちづくりに繋がるのかという思いも実はありまして、要するにまちづくりという言葉があまりにも広がり過ぎていて、実際コミュニティの活性化を考えた時に、例えば高齢者の方をサポートする組織に補助をするというか、支えるという仕組みがまちづくりに繋がるのか疑問に感じる部分もあります。

藤岡委員

遠いアプローチになるかもしれませんが、そこから人材育成であったり、お 金でそういったシステムを構築していくという部分もありますが、地域の力が あることによってそれがうまくいくということもあると思います。

事務局

そういう側面もありますので、事務局としては包括的な意味でのまちづくり という使い方をしています。

施副委員 長

今皆さんがおっしゃったまちづくりはハード面ではなくソフト面、コミュニティの方のお話をされたと思います。現状四條畷のコミュニティが十分に機能しているかは分かりませんが、この検討会で我々がコミュニティを作っていく訳でもないですし、僕が思うここで言うところの協働のまちづくりというのは、端的に言うと、地域課題を解決していくことであると思っていて、それが結果としてコミュニティの醸成に繋がっていくと思っています。

効果検証という話もありましたが、行政側で補助金の交付を決めたから、団体側にちゃんと事業をやっているかフィードバックさせて検証して、次も交付するかどうか決める、といった上から目線感があるとすごく感じていて、これは協働のまちづくりとは言えないのではないかと思っています。

辻委員長

今副委員長が言われたことはすごく的確だと思います。協働のまちづくりの 枕詞として、地域課題に対応する協働のまちづくりという言葉を入れると極め て具体的になる気がします。

事務局

今のお話でエッセンスを取れば、地域課題の解決に向けたという文言を加える形で修正させていただきたいと思います。

協働と言うと、我々地域協働課という課で、本来的な仕事は協働の推進ということになっていまして、担当課として考える協働の概念というのは、先ほど施委員がおっしゃられた、行政からの上から目線ではなく、協働とは本来、異なる主体が課題の解決に向けて、それぞれがどんなことができるかを考えて主体的に取り組むことであって、片方からの依頼や上下関係に基づいて何かを行うというのは協働の本来の姿ではないと考えています。

施副委員 長

もう1点別の角度から言いますと、先ほど坂本委員もおっしゃられた、これまでは行政主導で地域課題を解決してきたり、行政がいろいろな事業を行ってきたという話がありました。その中には委託事業もあれば補助事業もあるということで、市民や団体へお願いしてやっている部分もあった、要するに地域課題を解決するのは行政が予算を使って行っていたということでした。市民と協力はしていたけれども行政主導であった訳ですよね。これからは、大阪市で行っているところのマルチパートナーシップというやり方があって、いろいろな市民や団体、NPOが円卓を囲み、相談しながら物事を決めていく、そこに行政が入っていくというような取組み例があります。そこまで行けるかはまた別の話になるかもしれませんが。

事務局

そこまで行くとかなり中長期的な話になるかもしれないですね。

施副委員 長

少なくとも行政主導で地域課題を解決していくというイメージというか意識を変えていかないと、市民や団体の行政への依存を生んでしまうと思いますし、そこから何とか脱却しないといつまでも協働のまちづくりには向かっていかないと思いますね。

事務局

まさにおっしゃる通りで、我々行政が協働を進める上で最も重要な事は適正な役割分担だと思っています。

藤岡委員

それが行政の押し付けになってしまってもいけないというところですよね。 自らが変わっていくように仕向けるというか。

辻委員長

たたき台の中に施委員がおっしゃったことを入れていくとするなら、1ページのIIの3行目、「第1は、」の後に「地域の課題に対応して、市民との協働でまちづくりを行う」といった感じですかね。細かい文章はお任せしますけれども。

事務局

分かりました。それで修正させていただいて、また次回ご提示させていただきます。

施副委員

長

地域の課題を解決するのは皆さんです、それを行政が支えますというような イメージですかね。

辻委員長

では次に行きましょう。「

「 補助金の現状と課題」ということでご意見をお願いします。

坂本委員

2ページの補助金の現状と課題の冒頭で①から④の4つの視点を挙げられているのですが、私はもう1点、「補助の効果」というのを挙げてはどうかと思います。補助金を交付している中でどれだけの成果が挙がっているかの効果検証を行っていくべきという意味でも明記してはと思います。

事務局

そうですね。おっしゃるとおり他の部分を見ても効果検証という言葉が出て きていますので加えるべきかと思います。

辻委員長

①の補助の必要性の後にカッコ書きで負担割合の妥当性という記載がありますが、これはどういう意味ですか。

事務局

記載すべきかどうか事務局としても迷った部分ですが、例えばある補助金に対して、100%補助を行っているものがあって、事業内容を見た時に、補助金も出している、市の職員もスタッフとして携わっているということになれば、事業実施の際の団体側の負担と行政側の負担が果たして適正なのか疑問に思うような部分もありましたので記載させていただいているような形です。

坂本委員

補助の必要性というのは、今説明のあった負担割合の妥当性だけではなく、 補助する相手先に本来補助すべきものなのか、その妥当性も含まれていると思 いますので、このカッコ書きは必要ないのではないかと思います。 辻委員長

僕もそう思いますね。それともう一つ、補助の必要性という文言もおかしいなと思っていまして、補助制度がある以上、補助をする必要がある訳なので、補助の必要性ではなく、申請内容が補助するに値するかどうかが問題で、例えば申請内容の妥当性とかいう視点で考える必要があるのではないかと。ですから、補助の必要性というのは少しどうかなという気がします。

事務局

補助内容の妥当性という感じになりますかね。

辻委員長

そうですね。そんな感じですね。

事務局

妥当でないものに補助をするのはおかしいということですよね。分かりました。

施副委員 長 坂本委員から先ほど補助の効果というご意見がありましたが、先ほど協働のまちづくりの議論をしている中で、上から目線をやめようという話と関連して言えば、効果検証というのも上から目線になってしまうので、プレーヤー、団体側の視点に立った言い方をすると、社会的成果という言葉の方が良いのではないかと思いました。団体に対して補助するのではなく、団体の行う事業に対して補助するという考え方に立てば、その事業の社会的成果という表現の方が上から目線に感じない気がします。

藤岡委員

効果検証という言い方をしたら、補助している側がチェックしているという イメージになるということですね。

施副委員

長

もう一つ、社会的という言葉は、補助金を出す側寄りでも、もらう側寄りで もなく、客観視できる表現かなとも思います。

辻委員長

出したお金が正しく使われているかどうか、例えば今まで数人で活動してい

たものが活発になってきて数十人になったというチェックというか目に見える部分での検証はあってしかるべきかなという気もします。

増田委員

何でも全て効果検証する訳ではないという事をどこかに入れた方が良いのではないかと思っています。例えば部活の交通費を一部補助する場合などは、定量的な効果検証になじまないと思っています。補助をしていることで大会に優勝したから効果が出たとか、優勝できなかったから効果がなかったとか、部員が増えたから効果が出たとか、そのような評価をするのはおかしいと思います。

事務局

事務局の考えとして、今回補助金のあるべき方向性を取りまとめる訳ですが、課題や必要な視点を全て満たす補助金というのはおそらくあり得ないと思っています。この補助金はこういう視点に立って行っているという位置付けができればそれで良いと思っています。当然いろいろな項目に複数合致する方がなお良い事は確かとは思いますが、では全ての項目に当てはまらなければ補助金を出しませんとなると補助金制度自体が運用できなくなってしまうと考えています。

増田委員

今の私の発言の趣旨としては、行政の効果検証において、例えば防災無線の 設置という事業があったとすると、事業の目的は防災無線の設置で、実際に防 災無線を設置したのでこの事業の効果は100%ですという検証になってし まっている事がしばしばあると思っていまして、つまり全ての事業が定量的な 効果検証になじむものではないということです。市の政策判断として、例えば 先ほどの部活への補助の例で言うと、無理やり定量的な効果を測定するのでは なく、定量的な効果測定にはなじまないけれども、市として部活をする子ども を応援したいから補助します、というような整理の仕方をすることもあり得る と思います。

藤岡委員

補助の内容によってはということですよね。

増田委員

そうですね。内容によってはなじまないものもあるということです。

事務局

おそらく、今増田委員におっしゃっていただいた事は、この検討会のどこかの段階で、四條畷の補助金をどうしていくかというガイドラインを策定することになった際に、明記しておかなければならない事であると考えています。

坂本委員

チェック項目や基準だけでなく、市の政策的意図にさえ合致すれば補助する こともできるという考え方もありえると思いますので、項目というか、文章の 中に書き込むという形で押さえておいた方がいいかもしれませんね。

事務局

市として一義的には、なぜこの補助金を出しているかを聞かれた時に、チェック項目に合致しているからであれ、政策的意図に基づいて交付しているからであれ、最低限の説明責任を果たすことが出来る理由なり根拠があることが重要であると考えています。昔から交付しているから今も引き続き交付しているということでは説明責任を果たすことができませんので。

藤岡委員

それでいくと3ページの(8)の効果検証の原則という項目も少し考えていく必要がありますね。

事務局

ここは少し表現としてはキツめに書いています。

増田委員

この部分は例えば「事業の性質に応じて」など、文言を少し工夫した方が良いと思います。

施副委員 長 例えばの話で、子育てママのコミュニティを作ってそのネットワークを広げるというような事業の場合、例として交流を深めるためのイベントを開催して、申請段階において第1回は2~30人を集めたい、それにはこれだけの費用がかかる、じゃあ助成しましょうとなって、事業終了後に予想より多く人が

集まりましたね、少なかったですね、かかった費用については助成しますよというシンプルな考え方で良いと思います。

増田委員

それは例えば技術的には、要綱に残額は返金すると書いた上で、来場者に対して提供する食糧などであれば残額が発生したり、申込者が少なければお金は当然余ってくる訳ですから、それは返還してもらうとかにすればそんなに無駄なものは出ないのではないかと思います。

事務局

たたき台に係る部分で少し整理しますと、とりあえず今ご意見いただいた2ページのⅢの①から④の視点のところで、5つ目の視点として最初に「補助の効果」を追加という事でご提案いただきまして、効果では少し表現として上からでキツいという事で「補助の社会的成果」という意見をいただいたという事でよろしいですか。

辻委員長

そうですね、少し戻って整理しますと、補助金の現状と課題ということを今 我々が検討しているということですよね。であれば、補助の効果というのは、 過去2回の議論の中で補助金がどういったものでどういう結果が出ているの かという事について詳細な検討を行っていないので、ここに記載するのにはな じまないのではないですか。

坂本委員

例えば、補助制度はあるけれどもほとんど申請がない、前に職員研修の実績がほぼ無いという話があったかと思いますが、これは効果で出ていないという見方もできると思います。

事務局

前回の議論でも、坂本委員から補助実績がないものについて、これは効果があるのかという意見もいただいていますので、5つ目の視点として補助の効果なり成果というのを入れてもおかしくはないかと思います。この後の項目でも効果検証という文言も出てきますし、視点にそれがないのも違和感があると思います。

辻委員長

それでは、5つ目の視点として「補助の効果」という項目を入れるということでよろしくお願いします。

Ⅲの項目で他に特段ご意見ないようでしたら、次に「IV 今後の補助金の在り方検討にあたっての必要な視点」について検討していきたいと思います。
(1)から(9)まで項目がありますが、何かご意見あればお願いします。

事務局

この部分については、現状行政としての考えが濃く出ているかと感じていますので、もう少し委員の方々の意見をいただきながら一般的な表現にしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

辻委員長

僕少し気になったのが、3ページの(8)の一番下の行で「所謂色メガネ的選者を行なってはならない」というところです。

坂本委員

これは色メガネではなくて「恣意的な選考を行ってはならない」という表現の方が良いのではないかと思います。「は」も抜けていますが。

辻委員長

この書き方だと、住民や団体からの提案がそもそも問題を抱えているという 受け止め方をされるような気がします。

事務局

もう1点、この部分については効果検証の原則に入っていますが、今の坂本 委員からの意見にもあったとおり、恣意的な選考をしないという意味で公平性 の原則に入れる方が適切かなと思っています。ですので、「また」以降を削っ て表現を一般化した上で、(1)の公平性の原則へ入れる方がきれいに整理で きるのではないかと思っています。

辻委員長

そうですね。

増田委員

「既存団体からの提案だからといって、漫然と選考を行ってはならない」位

の趣旨になるのですか。

事務局

一度補助金を出してしまうと、それが既得権的に続いていってしまっている のが現状となっている部分も一部あるように思われます。

辻委員長

どうしてもそうなってしまいますよね。問題は、これまで補助金が特定の団体への交付に偏っていて、内容や効果があまり検証されないままになってきたと。予算が潤沢にあれば良いのですが、限られた予算の中で、何か新しいことをしたいと思っている人の意見が入ってこれなくなっているということですね。

藤岡委員

(7)の応分負担の原則の中で、補助率50%以下が望ましいとか、大枠の 方向性の中に具体的な数字が入っているのには違和感がありますね。

事務局

そうですね、今後補助金のガイドラインを定めるとなった際には具体的な数字も必要になってくるかと思いますが、大きな方向性を示すこの報告書に数字を入れるのはやはり望ましくないと思いますので、ここについては一般化した表現にするように修正させていただきます。

藤岡委員

なぜ応分負担が必要なのかという理由なんかを書いた方が良いかもしれませんね。

増田委員

ここは(3)の自立性の原則のところに統合できると思います。よく読むと、 最後に「自立を妨げる」という文言も入っていますし。

事務局

そうですね。応分負担のところは自立性の原則のところに入れ込むような形で一度案を作ってみます。

増田委員

資金面で自立していただくということと、マンパワー的な部分で自立してい

ただくという双方でということですよね。

事務局

今回はたたき台ということですので、こういう事例もあるという現状を分かっていただきたくて敢えてこういう書き方をさせていただいています。

増田委員

この応分負担の数字を明記するのは私も少しドラスティックと思います。

事務局

これについては、今後個々の補助金の内容を見ていった上で、ガイドラインのようなものを作った時に、そこで課題として挙がっていればその時に数字が出てきても良いのかなと思います。

藤岡委員

今検討しているのは考え方とか方向性ですからね。

事務局

分かりました。ではこの応分負担のところは、自立性の原則のところ入れて書き加えるような形で、(7)自体は削除してまた案をご提示させていただくようにします。

施副委員

長

根本的な部分になるかと思いますが、(1)の公平性の原則について、透明性の方が良いのかなという事で少し考えていまして、それと過去の我々の議論を踏まえて、この原則の中に公募制の原則というものが抜けているのではないかと思います。

事務局

その部分については、公平性の原則のところで、「補助対象は広く門戸が開かれていることが望ましく・・」のところで謳いこんでいるつもりではいます。 今施副委員長がおっしゃったエッセンスを加えるのであれば、「公平性・透明性の原則」という形で整理できるのではと思います。

施副委員

ああ、それもいいですね。

툱

藤岡委員

(4)の補助・委託等明確化の原則について、これまでの会議でも議論になっていましたが、委託であるものが実際は補助の要素が強いというものもあって、個別に見ていかなければならない部分もあるかとは思いますが、補助と委託に関する市の考え方、こういうものは委託でやります、こういうものは補助でやりますといった、定義の部分を入れておいた方が良いのかなと思います。他市の事例でもそんな記述があったように思いますし。

事務局

一般的に補助とはこういうもので、委託とはこういうものだからこれらについて明確化を図る、というような感じですね。

辻委員長

今おっしゃったように、補助・委託等明確化の原則の文章の下に、例えば、 1委託として、事例としてはこういう事がある、2補助としてこういう事例が あるといったような事を書くというような形で少し整理すると良いかもしれ ないですね。

事務局

今いただいた意見で修正して次回またご提示させていただきます。確かに、 我々は補助と委託というのは何となく分かりますが、一般の方が見た場合には 分かりにくいかもしれないですね。

辻委員長

筒条書きで良いと思いますので、分かる範囲でお願いします。

事務局

これに関しては、できれば他の項目についても、例えば取組み事例のような ものを足し込めたらイメージも湧きやすいのかなという思いを事務局として は持っています。

増田委員

法的な話をすれば、補助と委託を峻別するのはかなり難しいです。行政の方の場合は、補助は交付決定、委託は契約で手続きが違うとかで区別されるかも しれませんが。

事務局

行政的に言いますと、事業主体がどちらかという観点で、委託については、 行政の業務を他の主体にやっていただく事、補助はある主体の活動がまずあっ て、それが市の政策目的と合致するので、それに対して金銭的支援を行うこと、 というようなイメージを持っています。

辻委員長

今増田委員から意見いただきましたが、委託と補助の区分が難しいとすれば、他の項目も含めて、今年度ではなくて、来年の上半期に議論して具体化して明記する方が良いか、そのあたりどうでしょうか。先ほど話のあった、各項目の文書の下に記載する具体例の話ですが。

増田委員

今回の報告書に書き込むのはかなり難しいと思いますね。

藤岡委員

そうですね。

施副委員 長

ざっくりした話で、補助は2分の1、委託は100%という事は言い切れないのですか。

藤岡委員

それは言い切れないと思いますね。100%補助も実際にはありますし。補助のイベントへの補助もありますし、物品購入への補助や建設事業への補助、防犯灯の電気代への補助などいろいろありますから、なかなか難しいと思います。

辻委員長

事務局どうでしょう。今のこの段階で、それぞれの原則の中に具体例を書き込むということについては。

事務局

委員の方のご意見で載せるべきではないという事であれば載せませんし、逆に、一般の方が見た時に分かりやすくするべきだという意見であれば載せます。ただ、あくまでも事例ということですし、今日で確定する必要もありませ

んので、一度事務局で事例を入れた状態で、次回の会議で実際に見ていただい て判断していただくという事でどうでしょうか。その方が委員の皆さまもイメ ージが湧きやすいと思いますし。

辻委員長

分かりました。ではそういうことで次回よろしくお願いします。 他に何か意見ございますか。

藤岡委員

(9)適正な補助金執行管理の原則のところで、「執行状況を途中で確認できる仕組みづくり」とありますが、事業終了後に実績報告という形で確認するというのは分かるのですが、途中で確認するという部分が少し引っ掛かるというかイメージが湧かないのですが。

事務局

アメリカのシアトルの事例で、マッチングファンドという制度を実施していて、これは補助事業の実施中に、行政側がどういう形でお金が出ているかというのを確認するというものがあります。この制度の特徴的なところは、あまりに馴れ合いになり過ぎるのもダメですが、行政側と補助を受けている側が普段から密に関わることによって信頼関係を構築することで、補助金云々を超えた効果が得られるというものです。

藤岡委員

規模の大きいものや長期間に亘る事業に対してということですね。

事務局

そうですね、複数年に亘る事業についてということなので、少なくとも年に一度はどの程度事業が進捗しているかというのを、実際に職員が出向いて確認を行うと言った運用がされているとのことです。行政の行う補助金の審査というのは、どうしても書面によるもののみになりがちで、事業の進捗という観点ではあまり確認を行わないというのが現実ですので、こういうケースもあって、検討事項の一つとしてみてはどうかなという事でたたき台の方に書かせていただいています。

藤岡委員

事業中も連携を取りながらというイメージですね。

施副委員 長

参考までに大阪市で NPO へ助成している事例をお話させていただきますと、 事業年度の途中で助成を受けている NPO の関係者を市役所に集めて、半年間の 活動報告をしていただいて、その中に助成事業の審査側もアドバイザーとして 参加し、残りの半年こういった方向で活動すると当初目的を達成するためには 良いのではないかといったような議論をし、情報を共有しあう場を設けていま す。

辻委員長

今の施委員の発言と関連する話ですが、(9)に関しては市民協働という観点ではなくて、お金を渡したからそれがきちんと使われているかという事で少し失礼な気がしていて、先ほど事務局から話のあった事務局が関わるという点で言えば、協働の観点を(9)に書き加えれば良いのではと思います。つまり、適正な補助金の執行管理は当然だけれども、それは行政も共に行っている協働事業ですよという視点が無いと、少し表現的に上からな感じがしています。

事務局

そうですね。もう少し事務局の意図、連携を密に取るという部分が伝わるような形で、表現的にやわらかく修正させていただいて、次回ご提示させていた だきます。

増田委員

表現する上で難しいのが、あまり行政と団体との対等性を前面に出すと、それはどちらかと言うと委託に近い形になってくるので少し注意が必要だと思います。そういう意味でも補助と委託の区分というのは難しくて、結局は協働という意味次第だと思います。対等な立場で一つの事業に取り組むというものになじまない事業というものもあるのかなと思いますので。

施副委員

長

先ほど私が言った話に少し付け加えると、事業開始半年後の活動報告の場を 作ることで、助成を受けた団体同士の交流も図ることができて、これも協働の まちづくりに繋がっていくと思います。

辻委員長

自由に活動をしてもらう、それに対して補助をする、市民も行政もお互いに 補完しあいながら事業をしましょう、というようなニュアンスの書き方になり ますかね。

事務局

特に来年策定をする予定の、新しい公募型の補助金については、今までのような書面上のみの処理だけではなく、例えば事業が始まれば、お金の部分だけではなく、時にはどういう感じで事業されているのかを見に行ってきっちり把握するといった事を通じて両者の関係性を持つ事が、団体側の方も、上からの意味ではなく、いい意味で励みになっていただける部分もあると思いますし、行政と団体側との信頼関係の構築にも繋がっていくのではないかと思っています。

辻委員長

なるほど。良く分かりました。

それでは、他には意見がないようですので、次の「V 補助金在り方検討の 今後の方向性」に進みたいと思います。これに関して、意見のある方はお願い します。

藤岡委員

3点目のクラウドファンディングのところについて、確かに過去の議論でも 出ていた部分ですが、この報告書にこの文言だけ出ていると、これって何?と いう事になると思います。クラウドファンディングの考え方というか、これは ツールであってあくまで手段だと思うので、これをやっていくにあたっての趣 旨、補助金以外にも、投資的な意味を含めた不特定多数から資金調達をする手 法もあるよ、といったような説明の部分もいるかと思います。

事務局

今までは補助金と言えば市の予算のみでしたが、クラウドファンディングだけでなく、こういう活動であれば応援したい、してもいいよというような、今まででは選択肢が市の補助金だけであったものを、別の方向からのアプローチもできたらなという思いで書かせていただいています。増田委員も第1回の検

討会の時に、市の補助金以外にも資金調達の方法があるということでおっしゃっていただいていたと思いますので、その辺りの考え方を入れさせていただいています。

辻委員長

今市民の皆さん、市外でも構わないですが、いわゆる寄附金というのはどれ 位あるのですか。

事務局

今手元に細かい資料がなくて申し訳ないですが、ふるさと納税というのを本市もやっていて、平成27年度に大口の方がたまたまいたということで約1千万円、通常は100~200万円程度だったかと思います。

増田委員

土地を寄贈される方などがいると金額は跳ね上がりますし、あまり平均額というのは参考にならないかもしれませんね。

辻委員長

僕が少し思ったのは、何か事業を起こす時に、クラウドファンディングも良いのですが、市民に「声をかける」というやり方で、例えば市あてにこんな公益的、魅力的な事業の申請が上がってきているので、これに対して寄附をお願いします、と言ったようなアプローチも良いのかなという気がします。

事務局

急には難しいと思いますが、今度新しく作る補助金についても、将来的に意 識醸成や環境整備が成されれば、幅広く事業の原資を募ってその資金を申請の あった事業に充当するというやり方もあるとは思っています。

辻委員長

今後の自治体の在り方として、昨日もある自治体の方と話をしていたのですが、今のやり方のままでは市の財政計画が成り立たないということでした。国もそうですが、補助金そのものの予算枠がなくなる可能性があるので、四條畷市でも補助でも委託でもない別の仕組みを作らないと、市政が維持できないというようになってくる可能性があるかもしれないですね。

藤岡委員

昔で言うところの、お祭りの花を集めるという発想で、行政ができることとして、こういう団体からこういう補助の申請があって、こういう事業をやろうと思っている、これについて応援したい企業や住民とのマッチングを行うといったような事も出来るかもしれませんね。そういう制度を作るとかで。例えば、寄附がそこに直接入る仕組みであったりとか、行政を経由せずにできる仕組みなんかがあれば良いなと思います。

施副委員

툱

最近の新しい取組みで、ガバメント・クラウドファンディングといった、行政が持っているふるさと納税のスキームを使った取組みも研究される価値があるかもしれませんね。行政が主となって行うことによる制度的な安心感もありますし。

事務局

先ほど藤岡委員言われた、補助金の原資について幅広い観点で研究を行っていくという趣旨の文言を追加した上で、また次回修正案を作らせていただきます。

藤岡委員

後、今後のスケジュール感の事で、今日の冒頭にあった、今年度この報告書を取りまとめて、来年度は新たな補助制度に着手して、既存事業については・・というようなところは出しておいた方が良いのかなと思いますが。

事務局

取組みスケジュールというのは行政として決めなければいけないものなので、検討会としての報告書に記載するのはなじまないのかなと思っています。明記しますと、それが変に足枷になってしまう事もあると思いますし、このたたき台の中にもまずは新制度について検討するという事も書いていますので、まずは平成30年度の上半期に重点的に新制度に着手し、運用が始まった後に、既存補助金について検討していく、既存補助金は、事務局、検討会委員、市長、原課、団体それぞれにいろいろな考え方があると思いますので、現時点でスケジュールを定める前に、もう少し整理が必要なのかなと考えています。

辻委員長

他に何かご意見ありましたらお願いします。

施副委員 長

Vの3に関連して、対企業という視点で、地元企業がクラウドファンディングではなく地域の団体へ寄付をする仕組み作りとか、先ほどの助成を受けている団体を集めた事業報告会の場に、地元企業にも来ていただいて団体さんと交流を図っていただくなりして、何らかのコラボレーションができる場に繋がって行けば良いなと思っています。

事務局

本市では、商工会の中に異業種交流会というのがあって、商工会の中で一定の業種間交流というのを進めておられるというのがまず現状としてあります。施委員がおっしゃたような事は行政として取り組めていないというのが現状ですが、住民活動団体さんと産業界との意見交換というのを考えた時に、一度関係者とそんな話をした事があるのですが、あまり感触としては良くなくて、これを進めていくためには、我々行政も変わっていく必要がありますし、市民団体側や産業界側の意識醸成というのも必要になってくると考えています。ですので、今の段階でこういった仕組みを作ったとしても、参画、賛同する団体が少なくなってしまう事になると考えています。大阪府や大阪市では、そういった団体数が本市と比べて圧倒的に多いですから、一定の効果や成果を挙げる事ができるかとも思います。本市の現状では難しいですが、考え方自体は非常に良いもので、将来的に実現すれば地域の活性化に繋がっていくのではないかと思います。

施副委員 長

商工会でやっている異業種交流会は、ビジネスマッチングというか、互いの売り上げを回し合うようなイメージで、社会性や地域性はあまり感じられないのですが、例えば地域の自治会長さんは地域の事に熱心に取り組んでおられるというイメージですが、自治会長さんが企業の社長であったりする事も多い訳です。つまり、経済界はこっち、町会はこう、といった正に色メガネや縦割りというのではなく、徐々にでも地域にいるキーマンとなる人材間の繋がりが広がっていけば、それが企業とNPOのマッチングなどのいろいろな事に繋がって

いくのではと思います。

辻委員長

今おっしゃった事は大事な事だと思います。ただ、それを実現するためには かなりの検討が必要で、中々すぐには実現しないだろうなというのが率直な感 想です。

事務局

本市の現状からいくと、中長期的な展望というイメージですかね。

辻委員長

もう一つ、市民協働という観点から付け加えたらと思うのが、補助金の審査 や選定をする組織や体制の検討というのがあっても良いかと思っています。例 えば諮問機関のようなものを作って、その委員には比較的若い市民の方が集ま って、そういった方達がいわゆる選定委員となって申請のあった補助金の中身 を審査して市に答申を行い、市長が決裁して補助金を交付する。こういう形を 取れば、市民が選んだ補助金ということが言えるのではないかと思います。実 現性があるかは分かりませんが、こうすれば正に市民協働の補助金となる気が します。

藤岡委員

先ほど補助金を受けている市民活動団体が補助金について話し合う場という話がありましたが、その中で交流が出来てきて繋がりが出来てくる中で、辻 委員長が今おっしゃったような事に繋がっていくのかもしれませんね。

辻委員長

そうすると、その中の皆さんが地域で活発に活動される事で横の連携が生まれて、まち全体の活性化に繋がっていく可能性がありますよね。

事務局

今のお話を受けますと、4つ目の項目として「補助金の選定等についても、協働による手法により取り組む事の出来る仕組みづくりが望まれる」というような文言を追加するイメージになるかと思いますので、修正させていただいて次回またご提示させていただきます。

施副委員

長

年数が経とうが市長が変わろうが、四條畷のまちに住むいろいろな方々がフェイストゥフェイスで集まる場を継続していくと自然とそうなっていくものだと思います。人対人ですのでね。まず人の輪があって、こういう事をするのであれば、あの人とこの人とこの人に声をかければやってくれる、というような正にそういうレベルのコミュニティを作る、当然すぐにはできないですが、そういうものを目指してやっていくということだと思います。

辻委員長

後何かご意見あればお願いします。次のページ以降も触れた方が良いでしょうか。

事務局

次ページ以降は参考資料となっていますので、特に議論いただく必要はないのですが、9ページの委員名簿の備考欄の各委員の肩書きについて、本日でもなくて結構ですので、修正等あればまたご連絡いただければと思います。

辻委員長

それでは時間も頃合いかと思います。他に何もなければこれで本日は終了と させていただきたいと思います。皆さまありがとうございました。

※辻委員の「辻」の表記は、正しくはしんにょうの「、」がひとつですが、表記の関係上「辻」としています。